

日本司法支援センターの平成18年度業務実績評価に関する項目別評価表

評価の基本方針
 A: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標を達成することが見込まれる状況である。
 B: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、工夫や努力によって中期目標を達成することが見込まれる状況である。
 C: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らすと、中期目標の達成は困難で業務の改善が必要である。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己評価	評価	評価理由
2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置					
(1) 総括	(1) 総括	(1) 総括					
支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図るとともに、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図る。また、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心掛ける。	・利用者の立場に立った業務遂行への取組状況	平成18年度は、支援センターの設立初年度であったことから、業務開始を周知するとともに、業務内容等に関する国民の認知度を高めるために様々な広報活動を行った。 平成18年度に行った広報活動は、新聞・ラジオ・交通広告等のマスメディアを利用した広報活動と、パンフレット・リーフレット・グッズ等をツールとする地方公共団体・関係機関等への働きかけによる広報活動等に大別される。 まず、マスメディアを利用した広報活動としては、業務開始の10月2日前後を重点的に、新聞広告・ラジオ広告及び交通広告を全国各地で行ったほか、業務開始日前後において、理事長ほか各地の地方事務所長が業務開始の記者会見を行ったことなどにより、各地のマスメディアにおいて業務開始が報道された。また、地方公共団体・関係機関等への働きかけによる広報活動としては、本部においては、高齢者・障害者・福祉関係等の関係機関をはじめ、様々な機関に直接赴き、機関誌等への紹介記事掲載やパンフレット・リーフレット等の備え置きなどを依頼したほか、全国の各地方事務所においても、地方公共団体等の関係機関に対し、広報活動への協力を依頼し、自治体広報誌への紹介記事掲載、リーフレットの備え置きなどの、地道な広報活動に力を入れた結果、関係機関等の理解が深まるとともに、業務内容の国民への周知を行うことができた。 なお、関係機関等への広報活動を行うに当たっては、法務省の支援のもと、「総合法律支援関係省庁連絡会議」等を通じて、支援センターの広報周知について各種機関・団体に協力依頼を行うことができた。 さらに、支援センターでは、利用者の立場に立った業務を遂行するため、支援センターに寄せられた利用者からの様々なご意見・ご要望等を集約し、今後の業務改善に役立てるべく、本部内にサービス推進室を設置するとともに、「苦情等取扱規程」を定め、利用者のご意見等について、本部及び全国の地方事務所等で統一的に取り扱うための態勢整備を図った。また、組織横断的に業務改善に向けた検討を行うため、本部内に業務改善推進ワーキンググループを設置した。なお、サービス推進室では、利用者のご意見等の収集・分析のほか、高齢者や障害者など、業務運営において特に配慮を要する方々へのサービス提供のあり方についての企画・立案も行うこととした。	B	B	国民への周知に関する取組としては、設立及び業務開始の初年度であることから、広く国民一般に対し、設立及び業務開始の告知と「法テラス」という名称の認知促進を図る観点から、全国民層をカバーする新聞各紙(全国紙+地方紙の利用)、主婦層等在宅率の高い者を対象としたラジオ広告、通勤・通学者層を対象とした交通広告に加え、法的トラブルを抱えた人と接する機会が多い関係機関等における機関紙への記事掲載等、幅広く、一定の方針をもって戦略的に広報が実施された。こうした取組は、新規事業を開始する初年度において広く国民にその存在を知らしめるための手段として有意義であり、国民への周知徹底を図るための第一歩として評価できる。しかしながら、コールセンターの受電件数が想定を下回り、増加に転ずる明らかな徴候がないうかがわれないことが示すように、未だ支援センターが十分認知されていない現状に照らすと、国民への周知徹底に向けた努力として十分なものであったとは言えない。更なる認知の拡大と業務内容に対する理解の促進に向け、平成19年度における取組として、全国の各地方事務所を主体とし、地元広報誌や地域のイベント等を利用する地域に密着した周知活動を検討・計画しており、そうした工夫・努力によって国民への周知徹底が図られていくことが期待される。なお、国民への周知の実情について、今後、客観的なデータの収集・整理・分析を行い、中期計画の実施に向け、広報戦略の策定や定量的な目標の設定等に活用することも検討すべきである。 利用者の立場に立った業務遂行への取組については、利用者からの意見等を組織的に受け止め分析し業務運営に生かす仕組みとして、サービス推進室等の常設の組織を設けたことは、基礎的な体制を構築したものと評価できる。そして、サービス推進室では、寄せられた利用者の意見を整理・分析し、対応策を提案した上、理事長、監事に報告するとともに、本部に設置された業務改善ワーキンググループに報告し、同グループにおいて具体的な対応策を更に検討してその結果に基づき業務改善を実施するほか、そうした検討結果や留意事項等についての情報を各地方事務所へ提供することによって組織全体で情報を共有するなどしている。今後とも、組織全体として利用者の声を業務運営に生かす努力を続け、利用者の立場に立った業務遂行に心がけて行くことが期待される。

事業報告書20ページ参照

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
<p>全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報の周知を図るとともに、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、これを業務運営上の参考とするように努める。</p> <p>支援センターの業務運営の公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保が重要であることを踏まえ、本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を設ける場合には、その人選について特段の配慮をする。</p>	<p>全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行う。</p> <p>本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。</p>	<p>支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で平成18年度内に1回以上、地方協議会を開催する。</p> <p>本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会、運営諮問委員会等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。</p>	<p>・利用者及び関係機関等の意見を反映した業務運営への取組状況</p>	<p>支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体等との連携を強化するため、全国の地方事務所等において、業務開始日前後を中心として、各地方事務所とも、年度内に1回以上、地方協議会を開催することができた。</p> <p>いずれの地方協議会においても、支援センターの業務に関する活発な協議が行われ、支援センターの業務内容に対する理解が深まるとともに、関係機関・団体等との連携の確保・強化につながった。</p> <p>事業報告書21ページ参照</p>	A	A	<p>中期計画どおり、全国各地地方事務所において、1回以上、地方協議会が開催された。初年度においては、全国組織である支援センターの行う各種業務が全国各地において円滑に開始され実施されるための基盤を整備すべく、各地の地方協議会において関係機関・団体を主要な参加者として地方事務所の業務内容の周知を図ることに重点を置きつつ、さらに、関係機関・団体側の意見を聴取して個々の関係機関・団体との円滑な連携の在り方についても協議された。協議会において参加者から出された意見・要望は、各地方事務所から本部に報告され、同報告に基づき、例えば情報提供業務において利用者のたらい回し感の解消に向け、関係機関・団体に対し、より緊密な連携構築を求めるなど、業務運営の参考とするよう努力されている。</p> <p>地方協議会の参加者は、各地においてばらつきはあるものの、平均100名程度と幅広く、また、地域によっては消費者団体その他利用者の立場を代表する者の参加を求めた協議会もあるなど、その人選についても一定の配慮がされている。今後は、更に利用者や関係機関・団体の意見を十分に聴取し、これを業務運営に生かすことができるよう、参加者の人選についての特段の配慮を含め、地方協議会の在り方についての検討を続け、協議内容が充実し、その実が上がるように努めることが必要である。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価理由
<ul style="list-style-type: none"> 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、常勤弁護士の確保とともに、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。 支援センターの業務が、多様な分野に及ぶこと等を考慮し、常勤弁護士の採用に当たっては、幅広い人材の中から、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切でき、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。 常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にします。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努める。 常勤弁護士の採用に当たっては、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切でき、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。 常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にします。 	<p>常勤弁護士の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士等に対する説明を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約弁護士・司法書士、常勤弁護士の確保に向けた取組状況 	<p>平成18年4月10日の業務開始後、平成19年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院等の協力を得て、合計40回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した（【資料4】参照）。</p> <p>また、支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、同ホームページにアクセスした常勤弁護士志望者からの問い合わせに対し、個別の説明も行っている。</p> <p>常勤弁護士就職説明会等において説明している常勤弁護士の業務内容、採用情報等についての概要は以下のとおり。</p> <p>常勤弁護士の業務内容</p> <p>常勤弁護士は、日本全国に展開する支援センターの地方事務所、支部又は地域事務所に勤務し、利用者である国民に対し、民事法律扶助、国選弁護、司法過疎地域における有償による法律サービス提供等を行います。</p> <p>常勤弁護士の意義</p> <p>今、時代は、司法制度改革の真只中にあります。</p> <p>平成18年10月、支援センターの業務開始と同時に、被疑者国選弁護制度（法定合議事件等）、即決裁判制度が始まり、平成21年度には、被疑者国選弁護制度が拡充され（必要的弁護事件）、さらには、裁判員制度が始まります。</p> <p>民事法律扶助の担い手について、従来より、地域による格差が指摘されてきました。</p> <p>弁護士が都市部に集中し、法的トラブルに巻き込まれても近くに弁護士がいなかったり十分にないために、弁護士に依頼することができない地域が存在する、いわゆる司法過疎の問題もなかなか解消されません。</p> <p>支援センターは、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現」を目指しています（総合法律支援法第2条）。その重要な担い手となるのが常勤弁護士なのです。</p> <p>常勤弁護士の魅力</p> <p>裁判員制度を始め、司法制度改革の最先端を担うことが期待されています！</p> <p>地域に密着しながら市民の身近なところで法律サービスを提供できます！</p> <p>充実した研修、バックアップ体制があなたをサポートします！</p> <p>全国に赴任する常勤弁護士同士のネットワークができます！</p> <p>全国各地の法曹と触れ合うことができ、幅広い経験ができます！</p> <p>法律事務所の経営を気にすることなく、仕事に打ち込むことができます！</p>	<p>A B</p>	<p>特に、平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大及び裁判員裁判の実施に伴う業務量の増大に対応するため、一般契約弁護士の確保とともに、所要の常勤弁護士の確保は喫緊の課題である。そのため、これら弁護士の確保に向けた活動の充実が必要であるところ、支援センターにおいては、設立当初から、日本弁護士連合会や各地の弁護士会等と連携協力し、当面の事業運営に支障のない程度の一般契約弁護士等の確保に努めるとともに、常勤弁護士の確保に関して、中期計画に沿った任期制を定めたほか、40回余りの説明会等を実施し採用情報を広報するとともに、常勤弁護士の意義や魅力を積極的にアピールするなど、その採用活動への取組は熱心に行われたと思われる。</p> <p>しかし、初年度であることを考慮しても、常勤弁護士の確保数が24名にとどまるなど、平成21年度への対応に向けた所要の体制整備のための努力としては十分な成果を上げ得なかったものであって、今後、所要の常勤弁護士の確保等に向けた新たな工夫や一層の努力が必要である。この点については、初年度の採用活動の限界を踏まえ、より効果的な確保の方策として、司法修習終了直後の新人弁護士を常勤弁護士として採用し、組織的な研修により実務能力の涵養を図るといった新たな常勤弁護士確保方策の導入に向けた検討が進められており、この新たな工夫と努力が成果に結びつくことを期待するとともに、併せて、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会の協力を得て、一定の実務経験年数を有する弁護士の確保にも引き続き努めることにより、中期目標が達成されるよう期待する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
		<ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とする。 		<p>地位・身分・給与・保険 雇用類似の契約関係に立ち、支援センターから給与（同期の裁判官・検察官と同等）が支給されます。厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険あり。</p> <p>職務の独立性の確保 常勤弁護士は、法律事務の取扱いにおいて、支援センターから独立して職務を行い、事件処理について指揮命令を受けません。</p> <p>住居 2LDK又は3LDKの宿舎を支援センターが借り上げ（敷金・礼金は法テラス負担）、入居する常勤弁護士は一定の使用料を負担します。常勤弁護士自身が賃借した住居に一定の住居手当が支給される方法もあります。</p> <p>事務処理上の経費 事務所賃料、事務職員の給与、書籍、備品費、交通費など、事務処理上の経費を支援センターが負担します。</p> <p>事業報告書22ページ参照</p> <p>常勤弁護士の任期については、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、実務経験年数が10年未満相当の者について任期3年、実務経験年数が10年以上相当の者について任期2年とし、それぞれ2回までその任期を更新することができるものとしている。</p> <p>また、実務経験年数が10年未満相当であった常勤弁護士が、その任期中に実務経験年数が10年以上相当となった場合において、特に必要と認めるときは、その任期をさらに更新できることとし、更新後の任期を2年とし、かつ、3回まで更新できるものとしている。これにより、実務経験年数が10年未満相当であった常勤弁護士が、任期更新により常勤弁護士として十分な実務経験を積み、裁判員制度の担い手や若手常勤弁護士に対する指導者として相応しい立場となった場合等において、柔軟に任期更新を可能とする枠組みとなっている。</p> <p>事業報告書23ページ参照</p>			

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
(2) 情報提供・関係機関連携強化	(2) 情報提供・関係機関連携強化	(2) 情報提供・関係機関連携強化					
<p>弁護士のみならず司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするために、弁護士会・日本弁護士連合会及び司法書士会・日本司法書士会連合会その他隣接法律専門職者団体との連携の強化を図るとともに、連携関係を確保する関係機関・団体の範囲の拡大と連携の強化を図る。</p>	<p>地方事務所単位で、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築する。</p> <p>関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（ ）を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。</p> <p>（ ）連携指数 例えば、連携の度合いを1～4に分類し、（各関係機関の連携指数の総和）÷（関係機関の総数×4）×100</p>	<p>平均68以上の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築</p> <p>連携指数の上昇</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。 各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。 連携指数の算出方法に関する検討を行う。 	<p>・関係機関・団体との連携強化・連携先の範囲拡大に向けた取組状況</p>	<p>各地方事務所において、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、関係機関・団体数にして全国合計7,163、各地方事務所平均143.3、窓口数にして全国合計24,078、各地方事務所平均481.6件のデータを関係機関データベースに登載した。</p> <p>各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数、窓口数については【資料34】のとおりである。</p> <p>1. 中央レベルでの連携・協力関係の構築 平成18年6月22日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、連携・協力関係構築に関する理解を求めた。</p> <p>2. 地方協議会の開催 全地方事務所において、平成18年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催した。開催日時、参加者数については、【資料35】のとおりである。</p> <p>3. 連携指数 支援センターと相談窓口設置機関・団体との連携方法には、以下の段階がある。</p> <p>紹介 相互に窓口を紹介するだけの関係。紹介先への連絡等は利用者が自ら行う。</p> <p>取次 利用者からの電話をいったん切り、内容をレポートにまとめ、そのレポートをFAX等により関係機関・団体へ送信して取次を行い、関係機関・団体から利用者に連絡を取る。</p> <p>転送 利用者からの電話を保留にし、その場で関係機関・団体に電話をかけ、案件の引継ぎを行った上、利用者の電話を転送する。</p> <p>予約代行 又は の連携を前提に、関係機関・団体の相談窓口が予約制の場合には、その予約まで取る。</p> <p>これらの連携方法は、番号が大きくなるにつれ、利用者の負担が減り（利用者は同じことを何度も言わなくて済み、あるいは、自ら予約を取る必要もない。）、緊密な連携方法と言える。そこで、連携指数の算出方法を検討するに当たっては、この点を重視し、 の場合には1をかけることとし、 の場合には3をかけることとし、 の場合には5をかけることとし、 の場合には8をかけることとした。</p> <p>連携指数の算出方法は、以下のとおりである。 （「紹介」窓口数×1＋「取次」窓口数×3＋「転送」窓口数×5＋「予約」窓口数×8）÷窓口数×4</p> <p>事業報告書24ページ参照</p>	A	A	<p>現状において、全国的に、既に中期計画で想定した最低目標を上回る数の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築が図られている。</p> <p>今後の課題は、連携・協力関係の質の向上、すなわち、連携指数の上昇に向けた努力にあるところ、地方協議会で参加者から出された意見・要望を踏まえ、各地方事務所単位で関係機関・団体と個別の協議を行い、関係機関・団体の単なる紹介にとどまらず、電話の転送、取次、相談の予約まで行える機関・団体がひとつでも多くなるよう働きかけを行っている上、半年間において相当数の関係機関・団体との連携・協力関係の構築を実現した実績に照らすと、今後も引き続き連携強化に向けた努力を重ねることにより、連携指数の上昇も十分に見込まれ、また、連携関係にある機関・団体の範囲・数の更なる拡大についても期待できる。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
<p>(3) 民事法律扶助</p> <p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域を含め、その受任者の確保態勢の全国的に均質な確保を図る。</p> <p>民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者に対するアンケート調査等を実施するなどして、民事法律扶助のニーズの把握に努める。</p>	<p>(3) 民事法律扶助</p> <p>受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。</p> <p>民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者等に対するアンケート調査を実施する。</p>	<p>(3) 民事法律扶助</p> <p>受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。</p>	<p>・全国的に均質な受任者確保態勢の確保に向けた契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保・配置等に関する取組状況</p> <p>・民事法律扶助のニーズを把握するためのアンケート調査の実施に向けた取組状況</p>	<p>平成18年度に常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】のとおり、合計22か所であるが、このうち、熊谷、下妻、松本、佐世保の地域事務所（【資料3】番号13～16）は、主として民事法律扶助事件と国選弁護事件を取り扱う事務所（以下「扶助国選対応地域事務所」という。）である。これらの扶助国選対応地域事務所は、地裁支部管内の人口、国選弁護事件数等に照らし、想定される民事法律扶助・国選弁護事件数が多く、かつ、実働弁護士1人当たりの年間受任件数が大きい地域のうち、単位弁護士会・地方自治体等関係機関の支援体制等を考慮して、地域事務所を設置し常勤弁護士各1名を常駐させることとしたものである。</p> <p>地方事務所本所と支部については、管内人口、民事・刑事の事件数、常勤弁護士の法曹実務経験年数や配置についての希望、地元の支援体制等を考慮して、常勤弁護士を配置することとし、東京・多摩支部、埼玉、茨城、静岡、京都、滋賀、岐阜、鳥取、福島、青森、旭川、香川の各本所に常勤弁護士各1ないし2名を常駐させている（【資料3】番号1～12）。</p> <p>なお、旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、 ・1・(5)・イ記載のとおり、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所稚内支部を巡回し、主として民事法律扶助事件を取り扱う試行をした。</p> <p>また、本年度末時点における契約弁護士・司法書士数は【資料11】のとおりであり、弁護士総数に対する受任者契約弁護士の割合は36.8%、司法書士総数に対する受託者契約司法書士の割合は18.8%であった。事業開始初年度としては、概ね円滑に契約弁護士・司法書士が確保できたと評しうが、地域によっては、今後事業の円滑な実施のため一層契約弁護士・司法書士の確保に努めなければならない場合もある。</p> <p>事業報告書25ページ参照</p>	B	B	<p>初年度において、常勤弁護士の確保数は24名にとどまっているが、当面の事件処理に支障のない程度の数の契約弁護士・契約司法書士が確保されている上、特に事件数に比して弁護士・司法書士が少ない地域4か所に「扶助国選対応地域事務所」を設置して常勤弁護士を配置し、1地方事務所では担い手の少ない支部管内に常勤弁護士を巡回させることを試行するなど、全国的に均質な民事法律扶助の体制整備に向けた相応の取組がなされたものと評価できる。しかしながら、常勤弁護士の配置は十分なものではなく、地域により相当なばらつきがあるのが現状であり、今後とも、民事法律扶助の担い手となる弁護士等の少ない地域において常勤弁護士を常駐・巡回させることを更に推進するほか、一般の契約弁護士・契約司法書士の確保に向けた一層の努力が期待される。</p> <p>アンケート調査等の実施による民事法律扶助のニーズの把握は、中期目標期間4年間において達成すべき目標ではあるが、平成18年度においてはその実施に向けた取組の実績がない。確かに、平成19年度に調査計画の立案と予備調査の実施を、平成20年度に本調査と調査結果の分析等を計画しているとのことであるが、ニーズの把握は毎年度の事業計画を策定するためにも重要であるから、可能な限り早期に実施し、業務運営に活用することが望ましい。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
(4) 国選弁護士確保	(4) 国選弁護士確保	(4) 国選弁護士確保					
<p>国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、捜査・公判を通じ一貫した弁護士確保態勢の全国的に均質な確保を図る。</p>	<p>捜査・公判を通じ一貫した弁護士確保態勢を全国的に均質に確保するため、捜査・公判を通じ一貫して弁護活動を担う弁護士を確保するとともに、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させ、又は巡回させる。</p>	<p>契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。</p> <p>常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。</p>	<p>・全国的に均質な弁護士確保態勢の確保に向けた契約弁護士及び常勤弁護士の確保・配置等に関する取組状況</p>	<p>支援センターの地方事務所は、業務開始前に弁護士会主催の説明会に参加し、国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容についての説明を行った。これと並行し、業務の内容や報酬の算定方法等について記載した解説書として「国選弁護関連業務の解説」を支援センター本部において作成し、各単位会を通じ、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になるうとする弁護士に配布した。</p> <p>また、支援センター本部において、業務の内容や報酬の算定方法等についてわかりやすく解説した広報用ビデオを作成し、弁護士会等の関係機関に宛てて配布し、関係機関における説明会等での利用に供した。</p> <p>国選弁護士契約を締結する際の契約書のとりまとめについては、ほぼすべての弁護士会から協力を得ることができた。契約書のとりまとめの方式としては、弁護士会の推薦者のみをとりまとめる方式と、契約希望者の仲介を行う方式などがあるが、多数の弁護士会において、推薦者の取りまとめを行う方式が採られた。</p> <p>事件の配てん名簿の調製に関しても、各地の実情に応じた協議がなされ、ほぼ全弁護士会の協力を得た上で、名簿の作成が行われている。</p> <p>事業報告書26ページ参照</p> <p>平成18年度に常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】のとおり、合計22か所であるが、このうち、熊谷、下妻、松本、佐世保の地域事務所（【資料3】番号13～16）は、扶助国選対応地域事務所であり、東京・多摩支部、埼玉、茨城、静岡、京都、滋賀、岐阜、鳥取、福島、青森、旭川、香川は、管内人口、民事・刑事の事件数等を考慮して、各事務所に常勤弁護士各1ないし2名を常駐させている（【資料3】番号1～12）。</p> <p>また、岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士について、国選弁護の受け手となる弁護士が特に少ない地域である岐阜地方裁判所御高支部を巡回し、主として国選弁護事件を取り扱う試行をした。</p> <p>事業報告書27ページ参照</p>	B	B	<p>国選弁護関連業務については、平成21年度における大幅な業務量の増大を控え、全国的に均質な弁護士を確保する態勢の整備が最も重要な課題であり、これに対応するために不可欠な一般契約弁護士及び常勤弁護士を計画的に確保していく必要があるが、とりわけ、常勤弁護士の確保については、初年度においては24名にとどまっており、中期目標の達成に向けた取組として十分な成果を上げていない。</p> <p>今後は、引き続き一般契約弁護士及び常勤弁護士の確保に向け、説明会の実施等の努力を継続するとともに、特に、常勤弁護士の確保に関し、初年度において対応の実績が上らなかった原因を踏まえ、より効果的な確保の方策として、司法修習終了直後の新人弁護士を採用し、組織的な研修により実務能力を涵養する常勤弁護士の採用・養成制度の導入に向けた検討が進められていることから、このような新たな工夫とより一層の努力を行うことによって、全国的に均質な弁護士を確保する態勢の整備が促進されることが期待される。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） 〔本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。〕	自己 評価	評価	評価理由
(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策					
<p>地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいなかったか1名しかいない地域の解消に優先的に取り組むこととし、実働弁護士が複数いる地域との距離・交通の便、法律サービスの需要の程度等を考慮しつつ、日弁連等とも連携協力しながら、必要な地域において支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供体制の整備を図る。</p>	<p>地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいなかったか1名しかいない地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在する地域を除外した「実質的ゼロワン地域」において、法律サービスの需要も考慮しつつ、日本弁護士連合会、単位弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。</p>	<p>地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいなかったか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。</p> <p>上記の地域に近接する地方事務所へ配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、試行する。</p>	<p>・日弁連等との連携協力による実質的ゼロワン地域解消に向けた取組状況</p>	<p>司法過疎対策として設置する地域事務所（以下「司法過疎対応地域事務所」という。）は、() 地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいなかったか1名しかおらず、() 当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、() 当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。</p> <p>平成18年度に常勤弁護士を配置した法テラスの事務所は、【資料3】のとおり、合計22か所であるが、このうち、司法過疎対応地域事務所は、新潟県の佐渡地域事務所、鳥取県の倉吉地域事務所、長崎県の壱岐地域事務所、鹿児島県の鹿屋地域事務所、北海道・函館の江差地域事務所、高知県の須崎地域事務所の6か所である（【資料3】番号17～22）。</p> <p>いずれの司法過疎対応地域事務所においても、常勤弁護士各1名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。</p> <p>事業報告書27ページ参照</p> <p>旭川地方裁判所稚内支部（以下「稚内支部」という。）は、司法過疎対策として設置する地域事務所の設置基準() 地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいなかったか1名、() 当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域、に適合する司法過疎地域であり、また、同裁判所管内の4支部（稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部）の中でも本庁所在地から最も遠方で民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域であることから、常勤弁護士が稚内支部を巡回して民事法律扶助事件を中心とする法律サービスを提供する試行をすることとし、稚内支部に近接する旭川地方事務所（【資料3】番号11）に配置した常勤弁護士が、稚内支部を巡回することにより、民事法律扶助事件、4号有償事件を取り扱っている。</p> <p>旭川地方事務所に配置した常勤弁護士の稚内支部に対する平成18年度の巡回状況は、【資料30】のとおりである。なお、旭川地方裁判所名寄支部・留萌支部・紋別支部の3支部も、上記() 及び() の基準に適合する司法過疎地域であることから、平成18年度の巡回試行状況を踏まえて、平成19年度以降、稚内支部に加え、上記3支部についても常勤弁護士が巡回することにより、法律サービス提供を順次行っていくことが今後の課題である。</p> <p>また、岐阜地方裁判所御嵩支部も、上記() 及び() の基準に適合する司法過疎地域であり、また、国選弁護事件数等に比してその受け手となる弁護士が特に少ない地域であることから、常勤弁護士が御嵩支部を巡回して国選弁護事件を中心とした法律事務の取扱いの試行をすることとし、御嵩支部に近接する岐阜地方事務所（【資料3】番号7）に配置した常勤弁護士が、御嵩支部を巡回することにより、国選弁護事件、4号有償事件の法律サービス提供を行っている。</p> <p>岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士の御嵩支部に対する平成18年度の巡回状況は、【資料30】のとおりである。</p> <p>事業報告書28ページ参照</p>	A	B	<p>今年度は、常勤弁護士1名が常駐する司法過疎対応地域事務所が6か所設置されたほか、司法過疎地域に近接する地方事務所へ配置された常勤弁護士による巡回サービスも試行され、司法過疎対策として一定の成果が上がったものの、いわゆる「実質的ゼロワン地域」はなお全国に30数か所あり、その解消に向けた取組は未だ十分なものとは言えない。司法過疎対応地域事務所の設置には同所に配置すべき常勤弁護士の確保が不可欠であるところ、その確保が十分でなかったことが初年度に6か所の設置にとどまった原因の一つと考えられる。</p> <p>しかしながら、平成19年度においては、司法過疎対応地域事務所が更に10か所程度設置される計画であり、また、常勤弁護士の確保について新たな効果的な方策の検討がされていること、さらに、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においても司法過疎対策が強化されていることから、今後のこうした取組を、日本弁護士連合会等とのより緊密な連携・協調の下、適切に推進することにより、司法過疎地域における法律サービスの提供が可能な体制が整備されることが期待される。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
(6) 犯罪被害者支援	(6) 犯罪被害者支援	(6) 犯罪被害者支援					
<p>犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関が必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、連携関係を確保する犯罪被害者支援関係機関・団体の範囲の拡大及び連携の強化を図る。</p>	<p>地方事務所単位で、平均12以上の犯罪被害者支援関係機関・団体と連携・協力関係を構築する。</p> <p>関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（ ）を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。</p> <p>（ ）連携指数 例えば、連携の度合いを1～4に分類し、（各関係機関の連携指数の総和）÷（関係機関の総数×4）×100</p>	<p>地方事務所において、犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築する。</p>	<p>・犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係構築・強化に向けた取組状況</p>	<p>犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、全地方事務所（50地方事務所）において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会（注）」に加盟申し入れを行い、うち44地方事務所が同協議会総会等において承認を得た（その余の地方事務所は平成19年度に加盟予定）。</p> <p>（注）各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メンバーとして、全都道府県に設置されている。同協議会では、定期的に総会・幹事会等の会合を開催しているほか、各構成機関・団体等の連携・協力により、犯罪被害者のニーズに対応した支援活動を行っている。</p> <p>事業報告書29ページ参照</p>	A	A	<p>犯罪被害者支援業務を行う民間団体等は多数あり、すでに各地でネットワーク（犯罪被害者支援連絡協議会）を形成して支援活動を実施しているところ、新規に同業務を行うこととなった支援センターが各地においてこれら関係団体等との連携を確保していくためには、まずは、上記ネットワークに参加することが、現実的で最も効果的な方策と認められ、そうした取組は中期計画に沿った適当なものと認められる。被害者支援連絡協議会には44地方事務所が加盟済みであり、残りの地方事務所も平成19年度に加盟予定であり、今後とも努力を続けることにより、犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係を構築・拡大するとともに、連携指数を上昇させて連携・協力関係の深化・強化を図っていくことが十分に見込まれる状況である。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
3 業務運営の効率化に関する事項	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
(1) 総括	(1) 総括	(1) 総括					
<p>新たな国の施策である総合法律支援の実施及び体制整備の中核を担う新設の法人であることから、その設立・業務開始時において可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備（「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討を含む。）を図った上で、その業務が国民の権利・利益に直接かかわる極めて公共性・公益性の高いものであることにかんがみ、総合法律支援の充実を図りつつ、サービスの質の向上とともに、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。</p>	<p>支援センターは、</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の責務において実施すべき情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務等を一体的に遂行することにより、人的・物的体制の合理化・効率化 常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、その時々々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応等による事件処理の合理化・効率化 業務内容に応じた柔軟な雇用形態の採用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討により、経費の合理化・効率化 <p>をそれぞれ図ること等を予定している。</p> <p>支援センターが新規に体制を整備する法人であることからすれば、効率化に係る上記各取組については、中期計画期間中に効率化係数に基づいて段階的に実施するものではなく、可能なものはすべて支援センターの設立・業務開始当初から実施すべきものである。</p> <p>そこで、支援センターにおいては、その設立・業務開始時において、効率化に係る上記各取組を実施することにより、平成18年度における総経費について、上記各取組を行わなかった場合に必要となる総経費に比して20%程度削減するほか、業務運営全般の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を行う。</p>	<p>支援センターは、その設立・業務開始時から、業務の効率的運営という観点から、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の責務において実施すべき情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務等を一体的に遂行することにより、人的・物的体制の合理化・効率化（A） 常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、その時々々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応等による事件処理の合理化・効率化（B） 業務内容に応じた柔軟な雇用形態の採用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討により、経費の合理化・効率化（C） 	<p>・効率的かつ円滑な業務運営に向けた取組状況</p>	<p>左記年度計画欄のA及びBについては、総合法律支援法自体がそのような枠組みを採用している。支援センターとしても、これを前提に、業務方法書、各種規程等を策定し、業務を遂行していることは、事業報告書に記載しているとおりである。</p> <p>同Cの職員の雇用形態及び給与体系等については、支援センターでは、業務内容に応じて、様々な雇用形態を導入している。各地方事務所の窓口等で情報提供を担当する専門職員については、非常勤職員として、多様な人材を確保しているし、常勤弁護士について任期制を採用していることは前記のとおりである。</p> <p>常勤職員の給与については、国家公務員の給与構造改革により導入された新たな国家公務員の給与体系を導入している（国家公務員については現行新制度への移行期間中）。したがって、支援センター常勤職員の国家公務員との給与水準の比較指標（法人基準年齢階層ラスパイレズ指数）は相当程度低いものとなっている（対国家公務員（行政職（一））比較指標 8・8・9）。</p> <p>事業報告書30ページ参照</p>	A	A	<p>業務開始時において、人的物的体制の合理化・効率化、事務所の合理化・効率化を図るとともに、適切な給与体系の設定やシステム調達における競争的手法の導入を行うなど経費の合理化・効率化も適切に図られており、加えて、各地方事務所との協議会等の開催を通じて全国の事務処理状況の把握に努め、業務運営体制の随時の点検等が行われていることから、今後も同様の努力を続けることにより、効率的かつ円滑な業務運営の達成が見込まれる。</p> <p>また、職員の給与については、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえたことから、国家公務員（行政職（一））との給与水準（年額）^(注)の比較指標（事務・技術職員）は、88.9と低く、適切な給与体系の設定がなされており、問題はない。</p> <p>さらに、他法人（事務・技術職員）との給与水準の比較指標においても、82.2と低いものとなっている。</p> <p><small>(注) 支援センターは、昨年4月10日に設立され、同年10月の業務開始時に多くの職員を採用したことから、年額は支給実績に基づく推計額である。</small></p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
<p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を踏まえ、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により経費の効率化を図る。</p>	<p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を反映するため、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により、経費の効率化を行う。</p> <p>業務運営の効率化により、一般管理費（人件費を除く。）の節減を行う。</p> <p>総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。</p>	<p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を反映するため、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により、経費の効率化を行う。</p> <p>総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。</p>		<p>業務・システム調達についてであるが、支援センターの業務システムは、法務省が準備段階において、一般競争入札により契約したものであり、効率的な調達を行っている。支援センターの会計規程では、国と同様、一般競争入札による契約を原則としており、競争的手法の導入による経費の効率化を図っている。業務開始に向けて、全国の各事務所の執務環境を整備（内装工事、備品等の配備）するに当たっても、契約金額が少額な案件等を除き、一般競争入札の手法を採用して経費削減に努めた（事務所の執務環境整備等のために一般競争入札を実施した契約は合計98件）。</p> <p>事業報告書31ページ参照</p> <p>業務開始初年度である平成18年度は、各種事業を円滑にスタートさせることこそが第一の課題であったが、総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、各業務ごとの効率化を図った。</p> <p>それにとどまらず、効率的かつ円滑な業務遂行のためには、業務運営体制を適時適切に点検することが必要であり、現場を担う地方事務所関係者との打合せ等を通じ（注）、全国の事務処理状況の把握に努めた。</p> <p>（注）平成18年度中に開催された主な会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国地方事務所長会議2回（於：東京） ・地方事務所長等ブロック別協議会2回 （於：東京、大阪、名古屋、広島、福岡、 仙台、札幌、高松） ・地方事務所事務局長研修（於：東京） <p>事業報告書31ページ参照</p>	A	A	

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化					
<p>電話による情報提供業務につき一元化するなどの方法により、情報提供業務の効率的遂行を図る。</p> <p>連携関係を有する関係機関・団体における情報提供の拡充（アクセスポイント機能の充実）を図ることによって、支援センターにおける情報提供に関する業務量を軽減するべく、関係機関・団体が支援センターにおいて集約整理した情報（データベース）を活用して自ら情報提供を行う態勢の促進を図る。</p>	<p>情報提供業務の効率的遂行を図るべく、全国の利用者に対する電話による情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置し、その電話による情報提供業務を集中的に遂行する。</p> <p>関係機関・団体に対し、業務マニュアルの配付や研修の実施等の方法により、データベースの利用方法の周知徹底と積極的活用を促進する。</p>	<p>コールセンターの設置 東京都にコールセンターを設置し、業務開始時から、電話による情報提供を一元的に行う。</p> <p>関係機関・団体データベースの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援センターのホームページに「関係機関・団体データベースを利用することができるシステム」を設け、マニュアルを作成し、関係機関・団体に配布する。 地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求めらる。 	<p>・情報提供業務の効率的遂行に向けた取組状況</p>	<p>支援センターは、平成18年10月2日から業務を開始したが、同日より、東京都中野区内に設置したコールセンターにおいて、電話による情報提供を一元的に行っている。</p> <p>事業報告書31ページ参照</p> <p>1. 平成19年1月30日から、支援センターのホームページ上において、関係機関・団体データベースを利用することができるようにした。また、同データベースの操作方法に関する説明も合わせホームページで公開し、その利用を促している。</p> <p>2. 全地方事務所において地方協議会を開催したが、同協議会で、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求めよう努めた。</p> <p>事業報告書32ページ参照</p>	A	A	<p>コールセンターを設置し、電話による情報提供業務を一元的かつ集中的に実施しているほか、連携する関係機関・団体のデータベース及び利用頻度の高いFAQを整備してホームページ上で公開し、関係機関・団体に対しその積極的活用を求めると、情報提供業務の効率的な遂行に向けて適切な取組が行われている。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保	(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保	(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保					
<p>所要の常勤弁護士を確保し、これらの者が業務に専念して十分に事件処理を行うことのできる環境を整備するとともに、複数事件の包括的な委託の活用などにより、業務処理の効率化を図る。</p>	<p>業務処理の効率化を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所要の常勤弁護士を確保する。 	<p>常勤弁護士採用のための基盤を整備するため、司法研修所等の関係機関に対し、支援センターの業務内容や常勤弁護士の意義などに関する説明を行う。</p> <p>常勤弁護士確保のために、弁護士会等の関係機関の協力を得て、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施する。</p>	<p>・業務処理の効率化を図るための常勤弁護士の確保及び業務環境の整備に向けた取組状況</p>	<p>常勤弁護士を安定的に採用するためには、司法研修所教官等法曹養成指導者の理解・協力を得ることが重要であることから、司法研修所の協力を得て、司法研修所教官及び実務修習指導担当者の法曹三者に対し、支援センターの業務内容を掲載したリーフレット、常勤弁護士採用案内のパンフレット等を配布するとともに、口頭での説明を実施し、常勤弁護士募集・採用に関する協力を依頼した（【資料4】番号11、12、13、17参照）。</p> <p>また、常勤弁護士の意義、業務内容、実像等に対する理解を広め、常勤弁護士採用のための基盤整備に資するため、平成18年度に採用した常勤弁護士が支援センターの常勤弁護士を志望した理由等を執筆した文集を編集・印刷し、日本弁護士連合会、単位弁護士会等の関係機関に対して、約2,000部の配布を行った。</p> <p>事業報告書32ページ参照</p> <p>常勤弁護士確保に向けて、平成18年4月10日の業務開始後、平成19年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院等の協力を得て、合計40回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した（【資料4】参照）。</p> <p>事業報告書33ページ参照</p>	B	B	<p>支援センターの主要な業務である民事法律扶助業務と国選弁護関連業務の効率的な遂行のためには、所要の常勤弁護士を確保するとともに、十分な事件処理を可能とする環境を整備することが重要であるところ、常勤弁護士の確保のための説明会等を実施するとともに、常勤弁護士に対する事務の配点の目安の作成、常勤弁護士支援メーリングリストの活用、常勤弁護士に対する実務研修の実施など、常勤弁護士の活動の環境整備を図るための取組が行われているが、所要の常勤弁護士を確保し、これを所要の地域・部署に配置した体制での効率的な業務処理を実現するには至っていない。今後、その確保に向け、新人弁護士の採用と新たな研修制度の実施を検討しており、そうした新たな工夫を含め、業務処理の効率化を図るために十分な質量の常勤弁護士を確保し、全国各地に適切に配置すべく、なお一層の努力が求められる。</p> <p>一括契約については、その活用が進められており、業務処理の効率化を図るための包括的委託契約の利用に向けた試みとして、引き続きその活用にも努めることが適当である。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
	<ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士に対する事件の配点や担当事件の管理について所要の配慮措置を講ずることにより、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備する。 	<p>常勤弁護士が配置された地方事務所において、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備するための配慮措置に関する具体的な方策を検討・立案し、実施する。</p>		<p>平成18年度に常勤弁護士が配置された地方事務所・支部、扶助国選対応地域事務所は、合計16か所である（【資料3】番号1～16）。</p> <p>地方事務所・支部、扶助国選対応地域事務所（以下「地方事務所等」という。）に配置された常勤弁護士は、民事法律扶助事件・国選弁護事件の取扱いを主な業務としており、これらの業務に専念し十分に活動できるようにするため、常勤弁護士に対する民事法律扶助事件、国選弁護事件の配点ルールについての目安を定め、事件の配点を行っている。一方、常勤弁護士が過重な事件受任状態に陥らないように留意し、事件の難易、継続事件の負担の程度等を考慮して、適宜、柔軟な対応を採るものとし、また、地域の実情に応じて、民事法律扶助事件、国選弁護事件の件数のバランスを調整することとしている。</p> <p>【地方事務所等に配置された常勤弁護士に対する民事法律扶助事件・国選弁護事件の配点の目安（抜粋）】</p> <p>）民事法律扶助事件について 当該地裁支部管内の法律相談援助を、1か月に4コマ程度（相談件数で10ないし20件程度）配点し、代理援助に移行した場合は引き続き受任する。</p> <p>）国選弁護事件について 当該地裁支部管内の被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件を合わせ、国選弁護事件を1か月に8件程度配点する（被疑者国選弁護事件から被告人国選弁護事件に移行した場合も、新件1件として数える。）。</p> <p>また、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを作成し、各常勤弁護士に配布するとともに、支援センター本部事業企画本部において、常勤弁護士からの業務に関する問い合わせを受け付けている。</p> <p>さらに、常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を導入し、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスを行っている。</p> <p>事業報告書33ページ参照</p>			

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
	<p>・ 複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。</p>	<p>常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を平成18年度に1回以上実施する。</p> <p>国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、弁護士に対する説明の際などに活用する。</p> <p>一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所、検察庁、弁護士会等関係機関との間で協議を行う。</p>	<p>・業務処理の効率化を図るための包括的な委託の契約締結に向けた取組状況</p>	<p>平成18年度に、常勤弁護士内定者に対して実施した支援センター本部主催の実務研修は、以下のとおり。 【平成18年度常勤弁護士内定者研修】 平成18年9月、支援センター本部において実施した。 研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法制度改革と法テラスの存在意義 ・支援センター中期計画、業務方法書、法律事務取扱規程の解説、国選弁護関連業務の解説 ・今後の刑事司法に期待されるスタッフ弁護士の役割 ・刑事弁護実務 ・犯罪被害者関連実務 ・民事法律扶助業務の解説 ・常勤弁護士の業務手順の解説 <p>事業報告書34ページ参照</p> <p>支援センター本部において、一括契約についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」を作成し、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布した。</p> <p>また、各地方事務所において、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選弁護人契約に関する配てん方法を検討した。</p> <p>平成18年度において一括国選弁護人契約に基づき国選弁護人の指名・通知がなされた事件の件数は合計約40件であり、これらはいずれも2件の即決被告事件を対象に一括国選弁護人契約が締結されたものである。</p> <p>事業報告書34ページ参照</p>	A		

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
(4) 司法過疎対策	(4) 司法過疎対策	(4) 司法過疎対策					
<p>司法過疎地域における事務所については、支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）と効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、設置の要否を検討することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを図る。</p>	<p>支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）及び効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、司法過疎地域に事務所を設置するに際しては、当該地域の法律事務取扱業務量、地域の要望・支援、採算性等の要素を総合勘案して、必要な地に設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを行う。</p>	<p>上記1(5)の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。</p>	<p>・司法過疎地域の事務所設置に関する取組状況</p>	<p>司法過疎対策として設置する地域事務所（以下「司法過疎対応地域事務所」という。）は、()地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、()当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、()当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。</p> <p>平成18年度に常勤弁護士を配置した法テラスの事務所は、【資料3】のとおり、合計22か所であるが、このうち、司法過疎対応地域事務所は、新潟県の佐渡地域事務所、鳥取県の倉吉地域事務所、長崎県の壱岐地域事務所、鹿児島県の鹿屋地域事務所、北海道・函館の江差地域事務所、高知県の須崎地域事務所の6か所である（【資料3】番号17～22）。</p> <p>いずれの司法過疎対応地域事務所においても、常勤弁護士各1名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。</p> <p>事業報告書35ページ参照</p>	A	A	<p>平成18年度には、常勤弁護士の人数の制約の範囲内で、全国に6か所の司法過疎対応地域事務所が設置されたが、同事務所の設置基準は、支援センターの業務の補完性と効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえたものになっている。</p> <p>今後も、そのような観点に配慮して、事務所の更なる設置の要否を検討し、また、適時適切に事務所設置の見直しを図っていくことが期待される。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
(1) 情報提供	(1) 情報提供	(1) 情報提供					
<p>利用者にとって身近で利用しやすいものとするべく、情報提供の質・量の向上を図る。</p> <p>情報を求めて訪れた利用者すべてに対して、即日に質の高い情報の提供に努める。</p>	<p>・ 情報データベース及びFAQデータベースの情報量を平成18年度から平成21年度までの間に20%以上増大する。</p> <p>・ インターネットによる提供情報量の増大と検索機能・使いやすさの向上を両立させる。</p> <p>・ 利用者から適宜の方法によりアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の高い評価を得る。</p> <p>各地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者のうち、法的紛争解決に資する情報又は犯罪被害者支援に関する情報を求めた者については、全員に対して、即日中に情報を提供する。</p>	<p>FAQの充実等</p> <p>・ コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答を作成する。</p> <p>・ コールセンターにおいて稼働する者にアンケートをするなどして、質問頻度は低いが作成すべき質問についての答を作成する。</p> <p>・ FAQ、関係機関・団体情報の増大によって検索の速度が落ちることのないよう、日常的に、検索のスピードのテストを実施する。</p> <p>・ 期間を設定し、コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。</p> <p>即日中の情報提供</p> <p>・ 多様な法的トラブル、新たな法律の制定等に適切に対応することができるよう、地方事務所の情報提供窓口には、相談窓口等で稼働したことのある経験者を配置する。</p> <p>・ 地方事務所の情報提供窓口は、予約優先制とし、来訪する利用者の利便性を高めるとともに、効率的に情報提供することができるようにする。</p>	<p>・ 情報提供の質・量の向上に向けた取組状況</p> <p>・ 地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者に対する迅速な情報の提供に向けた取組状況</p>	<p>1. 業務開始日の平成18年10月2日には、1,514問だったFAQが、その後コールセンターに寄せられた問い合わせの分析、オペレーターに対するアンケート調査の結果等を踏まえ日々作成した結果、平成19年3月31日には、2,072問になった。</p> <p>2. また、このようにFAQ増加の結果、検索スピードが落ちていないかオペレーターに対してアンケート調査を実施するなどして、検索スピード等のテストを行い、使い勝手の良さを維持した。</p> <p>3. コールセンターにおいては、平成19年2月5日から28日までの間、利用者に対しアンケート調査を行い（受電件数14,654件中688件回答。有効回答率4.7パーセント）10段階評価で9.2の満足度の評価を得た。また、地方事務所においては、同年3月19日から31日までの間、同調査を行い（総件数4,088件中1,231件回答。有効回答率36.5パーセント）、10段階評価で9.2の満足度の評価を得た。各地方事務所ごとのアンケートの結果は、【資料36】のとおりである。</p> <p>事業報告書35ページ参照</p> <p>1. 窓口対応専門職員には、上記消費生活相談資格者、司法書士、裁判所・法務局08等を主に採用した。各地方事務所における採用状況は、【資料37】のとおりである。</p> <p>2. 業務開始日の平成18年10月2日から、地方事務所の情報提供窓口は予約優先制とし、利用者の利便性、情報提供の効率性を確保した。</p> <p>事業報告書36ページ参照</p>	A	A	<p>FAQについては、業務開始当初から相当数増加させるなど、その充実が着実に図られているほか、利用者のニーズを十分に把握するという観点から、コールセンター及び各地方事務所において満足度調査も実施されており、情報提供の質・量の向上に向けた適切な取組が進められている。なお、利用者のニーズ調査については、より客観的・効果的な調査方法の検討が望まれるが、この点を含め、今後とも利用者の視点に立った情報提供の在り方を模索していく試みが期待される。</p> <p>また、各地方事務所において、迅速な情報提供をするために窓口対応職員には相談業務経験者を採用・配置し、予約優先制を採用することなどにより、すべての窓口利用者に対して即日に質の高い情報を提供するという目標の達成に向けた取組が進められている。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己評価	評価	評価理由
(2) 民事法律扶助	(2) 民事法律扶助	(2) 民事法律扶助					
<p>迅速な援助を提供するという観点から、事務処理方法の工夫等により、援助申込から代理人選任までの期間の短縮を図る。</p> <p>犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士を選任などを通じて、充実した援助の提供に努める。</p> <p>契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施し、民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る。</p>	<p>迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化すること（これまでの合議制方式の審査体制に代えライン決裁方式を活用する、遠隔地居住の申込者について書面審査を活用するなど）などにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成18年度と比較して短縮する。</p> <p>犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士を選任などを通じて、充実した援助を提供する。</p> <p>民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地方事務所単位で、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。</p>	<p>迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化する。</p> <p>犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士を選任などを通じて、充実した援助を提供する。</p> <p>民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地方事務所単位で、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。</p>	<p>・迅速で充実した援助の提供に向けた取組状況</p>	<p>援助審査の合理化の具体的な方法としては、これまでの多数の審査委員による合議制審査を改め少数の審査委員による審査(原則2名の審査委員による審査、簡易な案件は単独審査)とすること、審査の開催頻度を増加すること、書面審査を活用することがある。平成18年度においては、50地方事務所中47地方事務所、これらの方法による援助審査の方法の合理化を行った。なお、その他の3地方事務所は少数審査や書面審査を既に行っているか、19年度からの実施を検討しているものである。</p> <p>事業報告書36ページ参照</p> <p>約半数の事務所において、犯罪被害者からの援助申し込みに対し、迅速に法律相談援助を提供するよう努めたり、専門的知見を有する精通弁護士を紹介するとともに、事案によっては民事法律扶助の手続きを行うなどの配慮を行った。しかし、平成18年度においては犯罪被害者からの援助申込み実績のない地方事務所がほぼ半数近くに及ぶなど、未だ犯罪被害者に対する援助制度自体が十分普及しているとは言いがたい面があり、引き続き制度の周知に努力していく必要がある。</p> <p>事業報告書37ページ参照</p> <p>本年度、本部において、契約弁護士・司法書士向けのマニュアルとして「民事法律扶助業務の解説」を作成し、各地方事務所に配布した。各地方事務所においては、これを配布したり、説明会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士に対する研修を実施した。また、一部の地方事務所では弁護士会の説明会に担当者が出席し、説明を行うなども行った。</p> <p>【実施状況】</p> <p>解説書を契約弁護士・司法書士全員に配布した……42 地方事務所</p> <p>法テラス主催の説明会を行った……19 地方事務所</p> <p>弁護士会主催の説明会に参加した……22 地方事務所</p> <p>なお、 のそれぞれを実施した地方事務所もある。</p> <p>事業報告書37ページ参照</p>	B	B	<p>迅速な援助の提供に向けた取組については、約半年間で47地方事務所において、書面審査や単独審査手続の導入が図られているものの、こうした手続を積極的に取り入れて手続に要する時間を短縮する等の業務の合理化が達成されているとまでは言い難い。残り3つの地方事務所において合理化が進んでいないことも合わせて、その原因を分析し、全体として一層合理化を推進するべく工夫と努力を行うことが重要である。</p> <p>また、犯罪被害者に対する充実した援助の提供に向けた取組については、援助の申込みに対し迅速に法律相談援助のサービスを提供するよう努め、事案に応じて扶助手続を行うなどしており、評価できる。なお、犯罪被害者に対する援助申込みの実績がない地方事務所が半数近くある点は、支援センター全体の周知の度合いに関わる事柄であり、サービスの向上の観点とは一応別に評価すべきである。</p> <p>契約弁護士等に対する研修の実施については、業務解説書の配布や説明会等の実施などの一定の取組がされているものの、提供される法的サービスの質の向上に向けた研修としては十分でない。今後、高齢者・障害者対応、犯罪被害者対応など、契約弁護士においてその取扱いに関する知識・経験が十分に蓄積されていないと考えられる分野に関する研修が検討されているようであり、そうした工夫・努力が期待される。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己評価	評価	評価理由
(3) 国選弁護士確保	(3) 国選弁護士確保	(3) 国選弁護士確保					
<p>各地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図る。</p> <p>裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間の短縮を図る。</p>	<p>迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設定する。</p> <p>裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間の短縮を図るために、地方事務所ごとに事件類型別の目標時間を設定する。</p>	<p>地方事務所ごとに、国選弁護人の選任態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成18年度に1回以上設ける。</p> <p>地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。</p>	<p>・迅速かつ確実な国選弁護人選任態勢の確保及び国選弁護人の活動の充実に向けた取組状況</p>	<p>支部を含むすべての地方事務所において関係機関との協議が行われた。</p> <p>【実施状況】 関係機関との協議を行った …………… 55地方事務所（支部を含む。） 行う予定 …………… 0 行っていない …………… 0</p> <p>事業報告書38ページ参照</p> <p>1. 目標時間の設定 支部を含むほとんどの地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議のうえ、指名・通知の目標時間については、休日を含め、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めており、目標時間を定めていない地方事務所・支部はなかった。</p> <p>【実施状況】 目標時間の設定 あり …………… 55地方事務所(支部を含む。) なし …………… 0</p> <p>2. 目標の達成度合い 被疑者国選弁護、被告人国選弁護とも、支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護人候補の指名・通知が行われており、達成度が半数程度又は達成できていない地方事務所はなかった。</p> <p>被疑者国選弁護における休日の指名・通知業務についても、ほとんどの事件において当日中に指名・通知に至っており、業務時間外に指名・通知要請がされたなどの事情から当日中に指名・通知に至らないものについても、翌日には指名・通知が行われており、指名・通知要請を受けてから24時間以内に指名・通知を行うという処理時間の目安に沿った運用がなされている。</p> <p>【実施状況】 目標時間の達成度合い 概ね達成できている …………… 55地方事務所（支部を含む。） 半分ほど達成できている …………… 0 達成できていない …………… 0</p> <p>事業報告書38ページ参照</p>	A	A	<p>全国のすべての地方事務所において、関係機関との協議が実施されるとともに、国選弁護人を迅速に選任するという観点から適切な指名・通知の目標時間が設定されており、かつ、支部を含むすべての地方事務所においておおむね目標時間内に国選弁護人候補の指名・通知が行われていることから、迅速かつ確実な国選弁護人の選任態勢の整備に向けて着実な取組が進められているものと評価できる。</p> <p>また、国選弁護人の活動の充実を図るため、国選弁護士契約弁護士に対する研修により質の向上を図ることが極めて重要な課題と考えられるところ、平成18年度においては、新たな国選弁護制度の開始に当たり、まずは国選弁護人としての活動の充実の前提として新制度の周知に力点を置いた研修がすべての地方事務所で行われており、この点についても、新制度開始の初年度としては相応の実績を上げていると評価できる。今後は、被疑者国選弁護対象事件の大幅な拡大及び裁判員裁判の実施を控えていることを踏まえ、実務能力の向上を図る研修の充実に向けた工夫と努力が期待される。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
<p>国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施するなどして、国選弁護士としての活動の充実を図る。</p>	<p>国選弁護士としての活動の充実を図る観点から、各地方事務所単位で各事業年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。</p>	<p>地方事務所ごとに、平成18年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。</p>		<p>支部を含むすべての地方事務所年度計画に基づく研修が実施された。研修の内容としては、解説書を配布したものが55か所、センター主催の説明会を実施したものが18か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが36か所であった。センター主催の説明会としては、事前に契約弁護士に解説書を配布した上で、本所管内、各支部管内の契約弁護士に対して、本所と支部のそれぞれで説明会を行ったなどの例がある。</p> <p>【実施状況】 研修を実施した …… 55地方事務所（支部を含む。） （内訳） 解説書を配布した …… 55 法テラス主催の説明会を行った …… 18 弁護士会主催の説明会に参加した …… 36 なお、 と の両方を実施した地方事務所もある。 実施しなかった …… 0</p> <p>事業報告書39ページ参照</p>	B		

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
(4) 犯罪被害者支援	(4) 犯罪被害者支援	(4) 犯罪被害者支援					
<p>犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切丁寧かつ迅速な情報提供に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。 職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。 	<p>地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。</p>	<p>・被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組状況</p>	<p>全国12箇所の大規模地方事務所（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、京都、兵庫、愛知、広島、福岡、宮城、札幌）には、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次被害を与えないよう十分配慮して対応した。</p> <p>また、上記12箇所以外の地方事務所、また、上記の大規模地方事務所では犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応している。これらの職員についても、犯罪被害者への二次被害を防止するため、業務開始に当たり、犯罪被害者等の心情や対応上の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を受講した上で、業務を行っている。</p> <p>平成18年度における犯罪被害者支援業務研修の内容は、下記のとおりである。</p> <p>実施時期・場所（各日同一内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年9月3日（東京） 平成18年9月18日（東京、大阪、宮城、福岡） 平成18年9月25日（東京、大阪） <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者支援ビデオの視聴 犯罪被害者による被害体験 支援者から見た犯罪被害者支援 日弁連犯罪被害者支援委員会委員（弁護士）による講演 日本における被害者支援の流れ 被害者の心情等（二次被害について、精神的状況の変化、被害発生から年月の経過によるニーズの変化、多方面にわたる支援及び連携の必要性） 弁護士による被害者支援 被害者対応における問題点・留意点 法テラスが行う犯罪被害者支援業務の内容について説明 <p>なお、コールセンターのオペレーターに対しても下記の研修を実施した。</p> <p>オペレーター全員に対する研修 実施時期：平成18年8月18日、22日、25日（各日同一内容）</p> <p>内容：上記窓口対応専門職員研修と同様 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーター研修（ ） 実施時期：平成18年11月10日</p> <p>内容：問い合わせ対応における課題等について 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーター研修（ ） 実施時期：平成19年1月18日</p> <p>内容：問い合わせ対応における課題等について 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーター研修（ ） 実施時期：平成19年3月15日</p> <p>内容：犯罪被害者への電話対応に係る留意点等について</p> <p>また、地方事務所職員に対して、下記の研修を実施した。 実施時期：平成18年8月29日、9月5日（各日同一内容）</p> <p>内容：法テラスが行う犯罪被害者支援業務の内容及び地方事務所における窓口対応について</p> <p>事業報告書39ページ参照</p>	B	A	<p>被害者の心情に配慮し、二次被害の防止に配慮した適切な情報提供の実施に向け、相応の知識・技能のある被害者支援担当職員を採用するとともに、所要の研修を実施していることから、中期計画の履行の観点では順調に推移していると思われる。また、犯罪被害者支援に関する関係機関・団体からの意見・要望の聴取や地方事務所単位の犯罪被害者支援に精通した弁護士の確保についても十分な成果が上がっている。</p> <p>被害者支援担当職員の配置が全国で12地方事務所にとどまっている点については、新規業務でありその需要の程度を測りかねたことから、初年度においては効率的・効果的な配置を期すべく、比較的大規模な地方事務所12か所を選定したものであるから、次年度以降においては、初年度の実績を踏まえた犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員の配置の拡充と取扱事案の検証等を踏まえた実践的な研修プログラムの実施による職員の更なるスキルアップを進めるべきである。</p> <p>また、資力の乏しい犯罪被害者に対する民事法律扶助のサービスを適切に活用するという観点からすると、その利用の実績は未だ必ずしも十分なものではないが、損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者等には、扶助の窓口への適切な案内が実施されており、初年度における対応としては、おおむね評価できる。</p> <p>今後、犯罪被害者等の刑事訴訟参加や被害回復手続の制度が実施されると、支援センターに対する需要が更に高まる可能性も大きく、そのようなニーズに適切に対処できるよう、所要の人員の確保や研修の充実が望まれる。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
<p>支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者などやその支援に携わるものの意見を聴取する機会を設ける。</p>	<p>犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設ける。</p>	<p>犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で平成18年度に1回以上設ける。</p>		<p>犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴取し、今後の業務のあり方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。 実施時期：平成19年2月～3月 回答機関・団体数：1,289（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等） 実施方法：各地方事務所にてアンケートを郵送 聴取項目 支援センターが犯罪被害者支援業務を開始したことの周知状況 支援センターの犯罪被害者支援業務の内容に関する周知状況 支援センターからの紹介による利用者の有無 利用者への支援センターの紹介状況 支援センターに関する課題 支援センターに期待する事項 支援センターに対する被害者の意見 支援センターのリーフレット活用等の可否 支援センターのURLをHPのリンク先に加えることの可否 その他ご意見・ご要望 調査の結果、支援センターが犯罪被害者支援業務を開始したことについて、90.1%の関係機関・団体が認知していた。業務内容について尋ねたところ、犯罪被害者支援ダイヤルの設置を知っていたものが69.7%、犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていることについて知っていたものが80.3%、精通弁護士の紹介を行っていることについての認知は68.0%であった。業務の開始そのものは認知されているが、具体的な業務内容の認知度にはばらつきが見られる状況であった。また、複数の地方事務所から、「関係機関へは被害者支援連絡協議会等を通じて業務説明を行っており、一定の周知が図られているが、市民への周知が十分でなく、今後より一層の広報活動が必要」との指摘が寄せられた。</p>	A		

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己評価	評価理由
<p>犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図る。</p>	<p>各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保する。</p>	<p>地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保する。</p>		<p>「支援センターからの紹介」により、関係機関・団体を利用した犯罪被害者等があったという回答は13.0%、利用者に対して支援センターを紹介したことがあるとの回答は23.4%であった。</p> <p>関係機関・団体から支援センター犯罪被害者支援業務に対する意見・要望としては、以下のような内容があげられた。弁護士によるサポートの充実と実務担当者会議の実施など、より緊密な連携関係を構築するための取組に期待している声が多く寄せられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的支援を必要とする被害者が多いが、弁護士へ相談するところまで辿り着けていない。弁護士の紹介に積極的に取り組んでもらいたい。 ・二次被害を防ぐためにも、支援に精通した弁護士を紹介してほしい。 ・実務担当者会議を実施し、顔が見えてお互いの役割が十分果たせるような連携関係を構築したい。 ・各支援機関の支援内容を熟知した上での紹介をお願いしたい。 ・支援を必要とする被害者に支援センターの存在が周知されるよう、積極的な広報が必要である。 ・相談者にとって最適な機関を紹介することを期待する。 ・法律相談や法律扶助の制度について、ワンストップで対応できる態勢を期待する。 <p>事業報告書41ページ参照</p>	A	
<p>資力の乏しい犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、損害賠償請求による被害回復を行えるように適切な情報提供に努める。</p>	<p>損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力の乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。</p>	<p>損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力の乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。</p>		<p>支援センターにお問い合わせいただいた犯罪被害者等が、損害賠償による被害回復を求める際には、資力の乏しい場合の民事法律扶助制度の利用について案内するよう取り組んでいる。その上で、犯罪被害者等が同制度の利用を希望する場合には、地方事務所の民事法律扶助担当窓口の紹介又は転送を行っている。</p> <p>また、精通弁護士の紹介に関し、コールセンターから地方事務所へ取り次ぎを行う際にも、犯罪被害者等が同制度の利用を希望する場合には、その旨取次依頼書に記載し、制度利用も含めた適切な取次ぎを行っている。</p> <p>事業報告書43ページ参照</p>	A	

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策					
<p>常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を図る。</p>	<p>常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行う。</p>	<p>常勤弁護士の配置された上記1(5)の地域事務所において、利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行うための具体的な方策を企画・立案し、実施する。</p>	<p>・司法過疎地域における利用者のニーズに応じた常勤弁護士によるサービス提供の在り方の検討及びその実施状況</p>	<p>常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとしている。</p> <p>平成18年度に司法過疎対策として設置した6か所の地域事務所における受任事件数の配分は、受任事件全体の約6割～8割程度が4号有償事件、約1割～3割程度が民事法律扶助事件、約1割～2割程度が国選弁護事件となっている。</p> <p>事業報告書44ページ参照</p>	A	A	<p>利用者のニーズに即したサービスを提供するための司法過疎対応地域事務所に配置された常勤弁護士の業務を合理的に配分するという観点から、そのような配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じた各種事件の受任が行われている。今後もそのような事務配分の適時適切な見直しが期待される。</p>
(6) 関係機関連携強化	(6) 関係機関連携強化	(6) 関係機関連携強化					
<p>地方事務所単位で、関係機関との連携を強化するための協議の開催を図る。</p>	<p>地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上（裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上）、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行う。</p>	<p>地方事務所単位で、連携関係にある関係機関と、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行うよう努める。</p>	<p>・地方事務所単位での関係機関・団体との連携強化に向けた取組状況</p>	<p>全地方事務所において、平成18年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催した（【資料35】参照）。</p> <p>いずれの地方協議会においても、支援センターの業務に関する活発な協議が行われ、支援センターの業務内容に対する理解が深まるとともに、関係機関・団体等との連携の確保・強化につながった。</p> <p>事業報告書44ページ参照</p>	A	A	<p>中期計画では「平成19年度以降」とされているが、平成18年度中からすでに、すべての地方事務所において1回以上の地方協議会が開催され、関係機関・団体との連携・協力関係の強化に向けた取組が行われている。今後は、更に関係機関・団体の意見を十分に聴取し、これを業務運営に生かすことができるよう、地方協議会の在り方についての検討を続け、協議内容が充実し、その実が上がるように努めることが期待される。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己評価	評価	評価理由
5 財務内容の改善に関する事項							
(1) 総括 補助金・寄付金の自己収入増加に努める。			・収入の確保・財務内容の改善に向けた取組状況		(1) 総括 B	B	補助金や寄付金の収入は未だ十分な水準にはない。 補助金収入に関し、平成18年度の実績がないことについては、地方公共団体に対する申請手続の期限との関係でやむを得ない面がある。ただ、平成18年度において、各地方公共団体に対し平成19年度の補助金交付を申請したものの、地方公共団体側の対応が芳しくないとの実情については、地域住民の司法アクセスは本来地方公共団体が取り組むべき住民サービスの一環であること及び情報提供業務、民事法律扶助業務、司法過疎対策業務等が地域住民の福祉に資するものであることについて、積極的な説明を通じて理解と協力を得る必要があり、そうした観点から中期目標の達成に向けて更なる工夫と努力が期待される。 寄附金収入については、その大半がしよく罪寄附を想定しているところ、支援センターが犯罪被害者支援業務等様々な業務を行っていること等を更に積極的に周知するなど、寄附金の確保に向けた努力を重ねる必要がある。
(2) 民事法律扶助 償還を要すべき者の滞納率を引き下げることなどにより、償還金収入の確保に努める。					(2) 民事法律扶助 B		また、民事法律扶助に係る償還金の確保や司法過疎地域における有償事件収入の増加などについて、更なる努力の余地がある。特に、償還金収入は、支援センターの運営経費の多くを賄うことが予定されており、その適切な確保は重要な課題である。立替金債権について免除制度を適正に運用するとともに、免除対象ではない償還を要すべき者については、これに対する実効性のある督促等により滞納の発生を抑制するための工夫と努力が必要である。この点に関し、自動払込手続の迅速化を図ることにより償還開始の遅延を解消する取組も検討されているようであるが、こうした取組に加え、滞納状況の客観的かつ確実な把握と滞納の効果的な抑制を図るための効率的な事務処理体制につき、更なる工夫と努力の余地があるように思われる。
(3) 司法過疎対策 有償事件の受任等による自己収入額を増加させる。					(3) 司法過疎対策 A		
地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。							

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
6 その他業務運営に関する 重要事項	4 予算（人件費の見積りを 含む。）、収支計画及び資 金計画	4 予算、収支計画及び資金 計画					
業務の効果的かつ円滑な遂 行に必要な人的・物的体制の 適切かつ計画的な整備を図 る。	(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画 (別紙 のとおり) 添付略	(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画 (別紙 のとおり) 添付略	・予算・収 支計画・資 金計画の実 施状況	事業報告書の別紙1～3（予算、収支計画、資金計画）のと おりである。	A	A	決算報告書によれば、常勤弁護士の確保数が予定を下回ったこ とによる人件費相当の経費減及び事務所の備品設備費の一般競 争入札利用による経費減が生じた一方、扶助事業経費の増（一 般契約弁護士に委託した事件数の増による経費増）その他の事 業経費増が認められる。 人件費の支出減は、本来採用すべき員数の常勤弁護士が確保 されなかったために生じたものであって予定されたものではない が、今後の常勤弁護士確保に向けた新たな取組によって事業経 費の抑制が見込まれる上、事務所の備品設備費（物件費）をよく 抑制していることから、全体としては、中期計画予算の執行として 許容範囲内にあるものとする。
	5 短期借入金の限度額	5 短期借入金の限度額					
	短期借入金の限度額は、3 3億円とし、短期借入金は、 運営費交付金等の資金の出入 に時間差が生じた場合、その 他不測の事態が生じた場合に 充てるために用いるものとする。	短期借入金の限度額は、3 3億円とし、短期借入金は、 運営費交付金等の資金の出入 に時間差が生じた場合、その 他不測の事態が生じた場合に 充てるために用いるものとする。	・短期借入 金の状況	（該当なし）			
	6 重要な財産を譲渡し、又 は担保に供しようとする ときは、その計画	6 重要な財産を譲渡し、又 は担保に供しようとする ときは、その計画					
	重要な財産の処分に関する 計画の見込みはない。	重要な財産の処分に関する 計画の見込みはない。					
	7 剰余金の使途	7 剰余金の使途					
	剰余金は、情報提供に関 する業務の充実、新制度周知徹 底活動の充実及び職員研修の 充実等に充てる。	剰余金は、情報提供に関 する業務の充実、新制度周知徹 底活動の充実及び職員研修の 充実等に充てる。	・剰余金の 使途につい ての状況	（該当なし）			

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己 評価	評価	評価理由
	8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項					
	(1)施設・設備に関する計画 平成21年度において、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大に応じて必要となる施設・設備の拡充を図る。	(1)施設・設備に関する計画 平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れつつ、支援センター本部、地方事務所その他の事務所について、所要の物件を賃借するなどして、業務開始に向けて、全国の事務所の施設・設備を整備する。	・平成21年度に向けた計画的な人的・物的体制の拡充に関する取組状況	支援センター本部、地方事務所、支部、出張所及び地域事務所の所在地は、【資料1】のとおりである。 平成18年10月の業務開始に間に合わせるべく、各地において、利用者の利便、賃借条件などを総合考慮して、適当な物件を賃借し、必要な内装工事等を実施した。 各物件の選定に当たっては、基本的に、平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大等に伴う人員の増加、事務スペースの増加の可能性を視野に入れ、それに対応できる程度の面積を確保した。 事業報告書45ページ参照	A	B	地方事務所・地域事務所等施設の確保について、平成21年度の被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大に配慮して、人員・事務所スペースの増加の可能性を視野に入れ、それに対応できる程度の面積を確保するなど十分な対応がされている。 他方、人事に関する計画については、必要な数の常勤弁護士の確保に向けて努力が重ねられているものの、未だ十分な成果を上げているとは言い難い状況にある。しかしながら、今後、上記のような将来の業務量の大幅な増大に向け、必要な質・量の常勤弁護士の確保のため、新人弁護士を採用対象とするとともに比較的短期間に即戦力とすべく充実した研修を実施する新たな取組を予定しているなど工夫と努力によって所要の数の常勤弁護士を確保することが期待されるが、その際、弁護士としての活動の質を確保するために必要な研修の実施や指導・助言体制の整備等につき、更なる創意工夫が必要であろう。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成18年度）	評価の指標	実績（記載事項） [本欄中の資料番号は、事業報告書添付の資料番号を示す。]	自己評価	評価理由
	<p>(2)人事に関する計画</p> <p>民事法律扶助事件及び国選弁護士確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員裁判の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に的確に対応するためには、所要の常勤弁護士の確保を含む組織的、効率的な業務体制の確立が不可欠である。支援センターが担わなければならないこうした重大な責務を視野に入れながら、計画的に常勤弁護士の増員を始めとする人的体制の拡充を図る。</p>	<p>(2)人事に関する計画</p> <p>民事法律扶助事件及び国選弁護士確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大を視野に入れ、これに的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。</p> <p>このほか、支援センター本部、地方事務所その他の事務所について、計画的に人的体制を整備する。</p>		<p>1. 常勤弁護士の確保状況等</p> <p>民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務を遂行していく上で、常勤弁護士の確保は重要な課題である。</p> <p>平成18年度に採用し、各地の支援センターの事務所に配置した常勤弁護士は、合計24名であり、未だ十分な常勤弁護士数を確保したとは言えないが、当面は支援センターの業務遂行に支障がないだけの一般契約弁護士が確保されている。</p> <p>支援センターは全国展開する組織であり、常勤弁護士は、事件数、弁護士数、人口等に照らし、必要とされる地方に赴任して、民事法律扶助事件及び国選弁護事件等を取り扱うことが期待されている弁護士であるが、法曹実務経験が相当程度ある一般の開業弁護士は、既に一つの地域に根差して事務所経営等を行っており、支援センターの常勤弁護士となることで、現在の弁護士活動の清算が必要となることや転居により生活環境が変わるなど少なからず困難な問題がある。ここに、これらの開業弁護士から未だ十分な常勤弁護士数を確保しえなかった一要因があると思われる。</p> <p>一方で、司法修習生には、支援センターの常勤弁護士に強い関心・興味が見られ、もとより上記のような解決の困難な問題も少ないことから、支援センターでは、日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を修了した新人弁護士を常勤弁護士として採用した上、集合研修、OJT研修による実務指導を実施するなど、比較的短期間に即戦力となるよう養成する新制度を導入することとした。</p> <p>平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の拡大に備えた業務体制を確立するためには、有能で志の高い常勤弁護士を十分に確保することが必要であることから、上記新制度による常勤弁護士を含む多数の常勤弁護士を確保するため、司法修習生、弁護士、法科大学院生等に対し、常勤弁護士採用情報等の説明・広報を積極的に実施するとともに、平成18年12月から、司法修習生をも対象として、平成19年度採用予定の常勤弁護士の募集を開始し、採用選考手続を実施している。これにより、平成19年度には相当程度の常勤弁護士を確保できるとと思われる。</p> <p>今後、常勤弁護士を全国各地に順次配置していくことが可能となるよう、引き続き、必要な常勤弁護士の確保に努めていく。</p> <p>2. 職員の確保状況等</p> <p>平成18年4月10日の設立以降、平成18年10月2日の業務開始に向けて順次職員の採用を行い、設立当初に予定していた人的体制により業務開始を迎えた。その後も、司法過疎地域における地域事務所開設その他の業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図った。また、組織としてより質の高い法的サービスを提供すべく、管理監督者研修や各種業務研修を実施して、人材の育成に努めた。</p> <p>職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、業務開始当初から、適正な人件費管理に努めている。また、独立行政法人通則法第63条（総合法律支援法第48条において準用）において「その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」と規定されていること及び行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に沿って、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた人事評価システムを策定し、その評価結果を昇給及び勤勉手当（賞与）に反映させる仕組みを導入した。</p> <p>事業報告書45ページ参照</p>	B	
					A	